

秋田県金属鋳業研修技術センター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成三十一年一月十五日

秋田県知事 佐竹 敬久

**秋田県規則第一号**

秋田県金属鋳業研修技術センター条例施行規則の一部を改正する規則  
秋田県金属鋳業研修技術センター条例施行規則（平成三年秋田県規則第一号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後					改正前				
別表（第五条関係）					別表（第五条関係）				
略	蛍光X線分析装置	略	区分	略	略	蛍光X線分析装置	略	区分	略
略		略	使用料の額（一基一時間に つき）	略	略	蛍光X線分析装置	略	使用料の額（一基一時間に つき）	略
	二、二五〇円					二、二五〇円			
						<u>二、二〇〇円</u>			
						<u>X線回折装置</u>			

附 則  
この規則は、公布の日から施行する。